○国土交通省令第六十号

鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号）第九条及び第二十四条の規定に基づき、鉄道軌道整備法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月一日

国土交通大臣　石井　啓一

鉄道軌道整備法施行規則の一部を改正する省令

鉄道軌道整備法施行規則（昭和二十八年運輸省令第八十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第一条　この省令において、鉄道事業、鉄道事業者又は新線とは、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号。以下「法」という。）第二条に規定する鉄道事業、鉄道事業者又は新線をいう。	**第一条**　この省令において、鉄道事業、鉄道事業者又は新線とは、鉄道軌道整備法（昭和二十八年法律第百六十九号。以下「法」という。）第二条に規定する鉄道事業、鉄道事業者又は新線をいう。
第一条の二　法第八条第五項第一号の国土交通省令で定めるものは、災害を受けた鉄道の施設に著しい損害が生じているものとして国土交通大臣が定める災害とする。	（新設）
（書類の経由）	（書類の経由）
第一条の三　（略）	**第一条の二**　（略）
2　（略）	2　（略）
（災害復旧事業の補助の申請）	（災害復旧事業の補助の申請）
第十五条　法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後速やかに、その災害の状況について災害状況報告書（第二十一号様式の二）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、第十五条の七の規定により災害状況報告書を提出した場合は、この限りでない。	**第十五条**　法第八条第四項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後すみやかに、その災害の状況について災害状況報告書（第二十一号様式の二）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。但し、第十五条の七の規定により災害状況報告書を提出した場合は、この限りでない。
第十五条の二　法第八条第四項又は第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、災害復旧事業の施行に着手した場合においては、毎会計年度各四半期の経過後十五日以内に、当該災害復旧事業の施行の状況について災害復旧事業実施状況報告書（第二十一号様式の三）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。	**第十五条の二**　法第八条第四項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、災害復旧事業の施行に着手した場合においては、毎会計年度各四半期の経過後十五日以内に、当該災害復旧事業の施行の状況について災害復旧事業実施状況報告書（第二十一号様式の三）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。
第十五条の三の二　法第八条第五項の規定による補助を受けようとする鉄道事業者は、当該災害の発生後遅滞なく、災害復旧事業費補助金交付申請書（第二十一号様式の四）を地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。	（新設）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	
一　災害復旧事業の施行が民生の安定上必要であることを明らかにした書類	
二　当該災害を受けた鉄道の収益及び費用状況表（第二十一号様式の五の二）	